奈良市宿泊施設テレワーク推進事業

テレワーク推進事業計画書

１　テレワークプラン（概要）

|  |  |
| --- | --- |
| プラン名 | 「奈良市宿泊施設テレワーク推進事業対象プラン」 |
|  |
| 設定期間（予定） | 令和３年　　月　　日～令和４年　　月　　日 |
| 利用可能時間 | 　　：　　　　～　　　　：　　　　（24時間制で表記のこと） |
| １回分の利用時間 | 上記の利用可能時間のうち　　　　　　　　時間 |
| 設定金額（1人1回1室）※利用時間数により利用金額が変動するプランは対象外です | ①利用料金（割引前の金額）※消費税等抜 | ②割引額（プラン軽減に要した経費）（④と同額にしてください）※消費税等抜 | ③利用者負担額（　①　-　②　）※消費税等抜 |
|  |  |  |
| ④奈良市補助金下記の別表参照 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（消費税等非課税） |
| プランに利用する1日あたりの設定室数 | 　　　　　　　室 |

　　　※本事業のプランは、1施設につき1プランです。デイユース（宿泊をともなわない）プランに限ります。

２　テレワーク推進事業補助金見込み額

|  |  |
| --- | --- |
| ⑤見込利用件数 | 　　　　　　　　件 |
| ⑥見込額 | 積算根拠　　　　　　　　　　　　円　　　× 　　　　　　　　件＝　　　　　　　　　　円（④奈良市補助金）　 　　　　　　　　　 （⑤見込利用件数） |

　　　※本書類の見込額が補助金上限額となります

　　　※交付金額は、事業実施後の事業報告の申請内容を確認後に確定となります

※見込利用件数は、利用件数の実績とかけ離れた件数にならないよう予測し設定してください

（奈良市からプランの実施状況を確認することがあります）

別表

|  |  |
| --- | --- |
| １回の利用料金（消費税等抜） | 奈良市補助金交付額（消費税等非課税） |
| 6000円以上 | 3000円 |
| 5000円以上～6000円未満 | 2500円 |
| 4000円以上～5000円未満 | 2000円 |
| 3000円以上～4000円未満 | 1500円 |
| 2000円以上～3000円未満 | 1000円 |
| 1000円以上～2000円未満 | 500円 |
| 1000円未満 | 0円 |

（事業計画書1/2）

例）

4500円（消費税等抜）のプランの場合

・①利用料金　　　　　　　　4500円（消費税等抜）

・④奈良市補助金　　　　　2000円（消費税等非課税）

・③利用者負担額　　　　　2500円（消費税等抜）

※販売時には、割引前と後の価格をプランに明示してください

３　テレワークプランを実施する施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設 | 名　　　称 | 　 |
| 所　在　地 | 　奈良市 |
| 電話番号 | （本事業テレワークプラン利用者からの問合せ等に使用するときの番号） |
| 開　　　業 | 　明治・大正・昭和・平成・令和　　　年　　　月 |
| 総　室　数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　室 |
| 収容人数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者氏名 |  | 電話番号 |  |
| 連絡先メールアドレス | ※実務内容でのご連絡先となるアドレスをご記入ください。　　　　　　　　　　　　　　＠ |

４　利用可能設備・サービス等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｗｉ-Ｆｉ※ | □無料　□有料　□無 | 駐車場 | 施設内 | □無料　□有料　□無 |
| 有線ＬＡＮ※ | □無料　□有料　□無 | 契約 | □無料　□有料　□無 |
| プリンター | □無料　□有料　□無 | 浴室 | □利用可　□利用不可　□無 |
| コピー | □無料　□有料　□無 | 施設内食事 | □利用可　□利用不可 |
| 貸しパソコン | □無料　□有料　□無 | その他の設備・サービス等 | 食事が無料で提供される等のサービスがあれば記載してください。 |
| ＦＡＸ | □無料　□有料　□無 |
| 外線電話 | □無料　□有料　□無 |
| 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか）等に基づく新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施について※ | □実施している |

　　　　※Wi-Fi又は有線LANによるインターネット通信環境が設置されていることは必須要件です

　　　　※新型コロナウイルスの感染防止対策の実施は必須条件です

５　テレワークプラン推進のための営業計画

プランの広報手法や企業への営業計画などをわかりやすく、具体的に記載してください。

（事業計画書2/2）